

○国土交通省告示第八百三十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、この告示を制定する。

平成十九年六月十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロの規定に基づきエネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)の規定に基づき、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第一号ロに規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算であるエネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を別表に定め、構造計算概要書を別記第一号様式に定める。

附 則

この告示は、平成十九年六月二十日から施行する。

別表

		(一)	
	使用構造材料一覧表	別記第一号様式による構造計算概要書	構造計算書の種類
		構造計算チェックリスト	
			明示すべき事項
			別記第一号様式による構造計算概要書に記載すべき事項
			<p>プログラムによる構造計算を行う場合において、申請に係る建築物が、当該プログラムによる構造計算によって安全性を確かめることのできる建築物の構造の種類、規模その他のプログラムの使用条件に適合するかどうかを照合するための事項</p> <p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に使用されるすべての材料の種類（規格がある場合にあつては、当該規格）及び使用部位</p> <p>使用する材料の許容応力度、許容耐力及び材料強度の数値及びそれらの算出方法</p> <p>使用する指定建築材料が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十九号。以下「法」という。）第三十七条の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあつては、その使用位置、形状及び</p>

		(二)	
		<p>特別な調査又は研究の結果等説明書</p>	
		<p>寸法、当該構造計算において用いた許容応力度及び材料強度の数値並びに認定番号</p>	
		<p>法第六十八条の二十六の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けた構造方法等その他特殊な構造方法等が使用されている場合にあつては、その認定番号、使用条件及び内容</p>	
		<p>特別な調査又は研究の結果に基づき構造計算が行われている場合にあつては、その検討内容</p>	
		<p>構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容</p>	
		<p>地盤調査方法及びその結果</p>	
		<p>地層構成、支持地盤及び建築物（地下部分を含む。）の位置</p>	
		<p>地下水位（地階を有しない建築物に直接基礎を用いた場合を除く。）</p>	
		<p>基礎の工法（地盤改良を含む。）の種別、位置、形状、寸法及び材料の種別</p>	
		<p>構造計算において用いた支持層の位置、層の構成及び地盤調査の結果により設定した地盤の特性値</p>	
			<p>基礎・地盤説明書（施行規則第一条の三第一項の表三中の規定に基づき国土交通大臣があらかじめ適切であると認定した算出方法により基礎ぐいの許容支持力を算出する場合で当該認定に係る認定書の写しを添えた場合にあつては、当該算出方法に係る図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）</p>

	<p>地盤の許容応力度並びに基礎及び基礎ぐいの許容支持力の数値及びそれらの算出方法</p>
<p>略伏図</p>	<p>各階の構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>
<p>略軸組図</p>	<p>すべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の種類、配置及び寸法並びに開口部の位置</p>
<p>部材断面表</p>	<p>各階及びすべての通りの構造耐力上主要な部分である部材の断面の形状、寸法及び仕様</p>
<p>荷重・外力計算書</p>	<p>固定荷重の数値及びその算出方法</p>
<p>各階又は各部分の用途ごとに積載荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>各階又は各部分の用途ごとに大規模な設備、塔屋その他の特殊な荷重の数値及びその算出方法</p>
<p>積雪荷重の数値及びその算出方法</p>	<p>風圧力の数値及びその算出方法</p>
<p>地震により建築物に作用するエネルギー量の数値及びその算出方法</p>	<p>土圧、水圧その他考慮すべき荷重及び外力の数値及びそれらの算出</p>

	<p>応力計算書（応力図及び基礎反力図を含む。）（地下部分の計算を含む。）</p>	<p>方法 略伏図上に記載した特殊な荷重の分布</p>
<p>断面計算書（断面検定比図を含む。）</p>	<p>地震時（風圧力によって生ずる力が地震力によって生ずる力を上回る場合にあつては暴風時）における柱が負担するせん断力及びその分担率並びに耐力壁又は筋かいが負担するせん断力及びその分担率 平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第二号様式に定める応力図及び同告示別記第三号様式に定める基礎反力図に記載すべき事項</p>	<p>構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の位置、部材に付す記号、部材断面の仕様、部材に生じる荷重の種類及び当該荷重が作用する方向 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の応力度 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度 構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の軸方向、曲げ及びせん断の許容応力度</p>

		(三)			
		積雪・暴風時耐力計算結果一覽表		積雪・暴風時耐力計算書	
		平成十七年国土交通省告示第六百三十一号（以下「告示」という。）第四の構造計算に関する計算書			
容応力度の比率		平成十九年国土交通省告示第八百十七号別記第五号様式に定める断面検定比図に記載すべき事項		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力の数値及びその算出方法	
構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）の耐力の数値及びその算出方法		構造耐力上主要な部分である部材（接合部を含む。）に生ずる力及び耐力並びにその比率		建築物の損傷限界時の各階の主架構に生ずる層せん断力の数値及びその算出方法	
各階の損傷限界時層間変位の数値及びその算出方法		各階の主架構に弾性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー量の数値及びその算出方法		告示第四第一号に規定する $W_{dei}$ の算出時に用いる各階のダンパー部分の層せん断力の数値及びその算出方法	
告示第四第一号に規定する $W_{dei}$ の算出時に用いる各階のダンパー部分					

<p>の層せん断力を各階のダンパー部分の水平方向の剛性で除して得た各階のダンパー部分の層間変位の数値及びその算出方法</p>	<p>各階のダンパー部分に弾性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー量の数値及びその算出方法</p>	<p>告示第四第一号に規定する<math>W_{dpi}</math>の算出時に用いる各階のダンパー部分の層せん断力の数値及びその算出方法</p>	<p>告示第四第一号に規定する<math>W_{dpi}</math>の算出時に用いる各階のダンパー部分の層せん断力を各階のダンパー部分の水平方向の剛性で除して得た各階のダンパー部分の層間変位の数値及びその算出方法</p>	<p>各階のダンパー部分の塑性変形の累積の程度を表す数値 (<math>n_i</math>) 及びその算出方法</p>	<p>各階のダンパー部分に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー量の数値及びその算出方法</p>	<p>建築物が損傷限界に達する時まで吸収することができるエネルギー量の数値及びその算出方法</p>	<p>建築物が損傷限界に達する時の建築物の固有周期の数値及びその算出方法</p>	<p>表層地盤による加速度の増幅率<math>G_s</math>の数値及びその算出方法</p>
--	--	---	---	--	--	---	--	--

(四)		
告示第六の構造計算に関する計算書	告示第四の構造計算に関する計算結果一覧表	
各階の主架構及びダンパー部分の保有エネルギー吸収量の数値及びその算出方法	地震により建築物に作用するエネルギーが作用した後、生ずる残留層間変位その他の残留変形によって、当該建築物に構造耐力上の支障が生じないものであることの検証内容	<p>地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値の数値及びその算出方法</p> <p>告示第四第四号に規定する建築物の各階に作用する層せん断力の数値及びその算出方法</p> <p>建築物が損傷限界に達する時まで吸収することができるエネルギー量及び地震により建築物に作用するエネルギー量の数値</p> <p>各階に作用する層せん断力その他の各階に作用する力による層間変位の当該各階の高さに対する割合</p> <p>損傷が生ずるおそれのないことについての検証内容（建築物の各階に作用する層せん断力その他の各階に作用する力による層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一を超え百二十分の一以内である場合に限る。）</p>

<p>地震により建築物に作用するエネルギー量の速度換算値の数値及びその算出方法</p>	<p>告示第六第一号ロ(1)に規定する<math>T_s</math>の数値及びその算出方法</p>	<p>表層地盤による加速度の増幅率<math>G_s</math>の数値及びその算出方法</p>	<p>告示第四第一号の規定を準用して計算した建築物が損傷限界に達する時までには吸収することができるエネルギー量の数値及びその算出方法</p>	<p>建築物の必要エネルギー吸収量の数値及びその算出方法</p>	<p>各階の保有水平耐力の数値及びその算出方法</p>	<p>各階の主架構及びダンパー部分の保有水平耐力の数値及びその算出方法</p>	<p>各階の必要エネルギー吸収量に各階の保有水平耐力に対するダンパー部分の保有水平耐力の比を乗じた数値及びその算出方法</p>	<p>各階の主架構の保有水平耐力を当該主架構の水平方向の剛性で除した得た各階の層間変位の数値及びその算出方法</p>	<p>各階のダンパー部分の保有水平耐力を各階のダンパー部分の水平方</p>
---	--	--	--	----------------------------------	-----------------------------	---	---	--	---------------------------------------

<p>向の剛性で除した得た各階のダンパー部分の層間変位の数値及びその算出方法</p>	<p>建築物の一階の必要エネルギー吸収量に対する各階の必要エネルギー吸収量の比を表す基準値及びその算出方法</p>	<p>建築物の一階の保有水平層せん断力係数に対する各階の保有水平層せん断力係数の比と<math>A_i</math>（昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三に規定する<math>A_i</math>をいう。）の数値との比及びその算出方法</p>	<p>各階の必要エネルギー吸収量に係る当該階の偏心による割増に等価な保有水平層せん断力係数の低減係数の数値及びその算出方法</p>	<p>建築物の必要エネルギー吸収量を各階の剛性及び耐力に応じて各階に分配する程度を表す数値及びその算出方法</p>	<p>各階の必要エネルギー吸収量の数値及びその算出方法</p>	<p>各階の主架構の必要エネルギー吸収量の数値及びその算出方法</p>	<p>告示第六第一号ロ(1)に規定する<math>W_0</math>が作用する時の各階の層間変位（<math>\delta_i</math>）の数値及びその算出方法</p>	<p>各階のダンパー部分の塑性変形の累積の程度を表す数値（<math>ns_i</math>）及びその算出方法</p>
--	---	---	---	---	---------------------------------	-------------------------------------	---	---

(七) 屋根ふき材等計算書	(六) 使用上の支障に関する計算書	(五) 基礎ぐい等計算書	告示第六の構造計算に関する計算結果一覧表					
告示第八に規定する構造計算の計算書	令第八十二条第四号に規定する構造計算の計算書	基礎ぐい、床版、小ばりその他の構造耐力上主要な部分である部材に関する構造計算の計算書	各階のダンパー部分の保有エネルギー吸収量及び必要エネルギー吸収量の数値	各階の主架構の保有エネルギー吸収量及び必要エネルギー吸収量の数値	告示第四第二号に規定する地震によって作用するエネルギーのうちダンパー部分に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー量の数値及びその算出方法	各階のダンパー部分の塑性変形の累積の程度を表す数値 ( $nd_i$ ) 及びその算出方法	告示第四第二号に規定する地震によるエネルギー吸収量の割増係数の数値及びその算出方法	告示第六第一号ロ(1)に規定する地震に対してダンパー部分のみが塑性している時に当該ダンパー部分に塑性ひずみエネルギーとして吸収されるエネルギー量の数値及びその算出方法

<p>(八) 土砂災害特別警戒区域内破壊防止計算書</p>	<p>告示第九に規定する構造計算の計算書</p>
<p>構造計算書の作成に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>一 確認申請時に提出する構造計算書には通し頁を付すことその他の構造計算書の構成を識別できる措置を講じること。</p> <p>二 建築物の構造等の実況に応じて、当該建築物の安全性を確かめるために必要な図書の追加、変更等を行うこと。</p> <p>三 この表の略伏図及び略軸組図は、構造計算における架構の様相を示した図に代えることができるものとするほか、プログラムによる構造計算を行わない場合にあつては省略することができるものとする。</p>	